

戦前日本における行政町村と小学校

——学校基本財産制度の展開と小学校観——

教育行政学研究室 前 原 健 二

On the Relation of Elementary Schools to Municipalities (*gyosei cho-son*) in the Pre-war Japan

Kenji MAEHARA

The aim of this study is to inquire the permanent school fund (*gakko kihon zaisan*) in the Pre-War Japan.

Was a sense of school Independence fostered by the independence of permanent school fund from the finances of municipalities?

Permanent school fund was to be maintained by individual “volunteer” donations, which were forced by communities.

School Independence was not positively accepted. School Independence which permanent school fund was thought to foster was not to be embodied.

序

本稿は戦前の日本における小学校と民衆の関係を、小学校が強制的な合併によって創出された「行政町村」を設立維持の主体として制度化されていたという点を媒介にして検討しようとするものである。日本教育史のひとつの代表的著述によれば、このことは次のように把握されている。

“わが国の小学校は、一八七二年「学制」実施の当初から、主として町村など地域公共団体の管理と費用負担のもとに設立維持されてきた。しかしそれは、地域公共団体の側の主体的な自発性によるよりも、政府・府県当局からの指示・勧奨を受容した「自働性」に基づくものが多く、その限りでは、ことば本来の意味の「公立」ではなく、官立と区別された意味での公立制を基本としてきたのであった。このたてまえは、伝統的な村落を統合再編して行政区域としての性格を併せもたせた市制町村制との関連において、第二次小学校令以降法制上にも確定された。”¹⁾

ここでは小学校の設立維持主体についての矛盾が二重の意味において指摘されている。つまりひとつには学制以降、市制町村制（1889、明治22年）以前の時期にす

に生じていた設立維持の主体性・自発性の問題であり、またひとつには地方制度全体の擬制的性格、つまり行政町村と部落との二重構造の中での学校の位置づけの問題である。これらの点は市制町村制の制定に先立つ時期について、別の論者によって「町村」と「町村住民」の区別、前者の設立維持主体としての選択、として定式化された問題²⁾と理論的につながるものと考えられる。このような意味で住民自治の実質を欠いたまま団体自治の形式に依拠して公立小学校の基盤が確立されたとするならば、それはきわめて不安定なものたらざるを得ない。小学校の団体的基盤³⁾は絶えず政策的に再編成されていく。その過程において、町村住民による小学校の自発的な支持を確保することはとりわけ重要な要素であるだろう。しかも、それは小学校が本来の意味での「公立」となるという事態を慎重に回避しつつ達成されねばならないのだ。

行政町村と小学校の関係が最も切実に政策課題とされたのは日露戦後から大正前期にかけてである。このいわゆる地方改良運動の時期を扱った従来の研究は、支配体制の全般的な再編強化が図られる中で、末端機構としての行政町村の安定を支え、またその機能を補完するものとして「小学校」に注目してきた。代表的な所説のひとつは小学校を次のように位置づけている⁴⁾。

“積極的自発的統合を媒介する装置は全村民の利益にかかわる行政村単位のイデオロギー装置でなければならない。その役割を担うもっとも重要なものとして農村小学校があった。行政村役場が“お上の役場”と化しつつあったのに対して、小学校は全村民の教育要求実現の場としての性格をもっていたからである。”

しかし本稿の視点からすれば、ここでの行政村役場と農村小学校の区別・後者の民衆的位置づけという前提こそが問題とされねばならない。明治30年代における就学率の急激な上昇などの事実はあるにせよ、この時期には小学校の団体的基盤自体激しく動揺していたと考えられ⁵⁾、けして任意に前提することはできないからである。小学校が上記所説の強調するような役割を果たしたという事実は、上からのそうした役割期待が逆に特定の学校意識、つまり「お上」のものとしての学校意識を形成するという視点からも再検討されねばなるまいが、こうした側面からの学校意識の変遷の過程は本稿の直接の課題とはしない。究明するべきは小学校の民衆的基盤の存否である。

さて、小学校を中心としたイデオロギー的な統合を間接的に媒介し、地方改良運動のひとつの中心命題であった町村の財政基盤の確立を直接の目的として「学校基本財産」の蓄積奨励政策がこの時期全国的に展開された。本稿はこの学校基本財産を素材とするが、従来の研究はこの学校基本財産の制度・政策を実際の財政的效果によってのみ評価してきた。つまりこれは全く無意味ないしは失敗したとされてきた⁶⁾。しかし、学校基本財産の制度を支えた理念や蓄積の事実はその財政的效果とは別個に検討・評価されるべきものであろう。問題は小学校の維持・運営に関わる町村住民の意識（小学校観）の側にあるからである。たとえば明治30年代において、当時の代表的な経済雑誌は地方財政問題の特集の中で教育費について次のように提言していた⁷⁾。

“(教育費財源について)吾輩を以て見るに今日其の策として学校付基本財産を増加する方法を講じ、其の収入に由る誠に良策なりと信ず、是れ一方に於ては学校の独立を計り、他方に於ては大に地方費の減少を為し得べければなり。”

ここに見られるような、学校基本財産の制度が可能性としてもたらず「学校の独立」を行政町村との関係において考察すること。それは「教育権意識」の伏在と発現ないしは変遷の過程を歴史通貫的に検索するという問題意識のひとつの具体的作業ともなるだろう⁸⁾。

I 学校基本財産の制度と理念

A 学校基本財産の理念

「学校基本財産」とは何か。これが法制上初めて規定されたのは1890（明治23）年の地方学事通則においてであるが、沿革的には学制期にまでさかのぼりうる。「積金」「学資金」と言われるものがそれであり⁹⁾、地方学事通則は市制町村制が掲げた「不要公課町村」の理念と基本財産制度の創設¹⁰⁾に対応して、従来学校のために設けられてきた財産の帰属・処分の問題を解決するために学校基本財産を法定したと考えられてきた¹¹⁾。

既に明らかにされているように、「積金」「学資金」の実質は名目的な積金利子方式であったから¹²⁾、市制町村制が掲げた財産収入による行政経費支弁の構想とは形態を異にするものであった。そして、学校のための財源を特設してきたという事実は市制町村制以後にも持ちこされ、混乱を生んだ。たとえば1889（明治22）年に長崎県から文部省へ、従来学校のために特設してきた財産を一般行政費の財源として町村の基本財産へ繰り入れてしまうのか、学校のための財産の特設を認める法規制定の予定はないのか、という趣旨の照会がなされた。文部省は内務省にも照会の上、特定の目的のための財産の設定は差し支えないこと、但し全体としては「確答ニ及兼」と留保をつけて回答し、各府県へ通知した¹³⁾。しかし実際には“二十二年町村制施行以来ハ、固ヨリ町村財産外ニ学校積金ノ理ナシ”“二十五年地方学事通則ノ施行ニ依リ、学校ハ始メテ町村基本財産外ニ基本財産ヲ設クルヲ得ルニ至リタリ”と把握し、町村基本財産へ編入した財産を地方学事通則の施行後に改めて分離した例もあった¹⁴⁾。地方学事通則自体は第11条で「従前学校ノ為設ケタル積立金等ニシテ（中略）市町村基本財産ニ加入シタルモノハ本法実施後二年間ハ府県郡参事会ノ許可ヲ受ケ之ヲ区分シテ学校基本財産トナスコトヲ得」と定めたから、結局一旦は廃止された制度が改めて復活されたといえることができる。

地方学事通則が学校基本財産の財源として列挙していたのは使用の目的を定めざる教育に関する寄附金、授業料、入学試験料、書籍使用料である。これらはいずれも直接教育に関わる費目である。後に町村の一般歳計の中から学校基本財産の蓄積をなし得るように地方学事通則が改正されるが¹⁵⁾、この学校基本財産の制度は以上のことに照らしてみれば、市制町村制下においてもなお学校財政を一般財政から区別する意識を存続させうるものではなかろうか。

ところで地方学事通則・第二次小学校令（1890・明治23年）に先立って学校財政制度上問題となっていたのは市制町村制と第一次小学校令第8条との関係であった。第8条は“授業料及寄附金等ヲ以テ小学校ノ経費ヲ弁シ能ハサル場合ニ於テハ区町村会ノ議決ニ依リ区町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得”として授業料・寄附金等のいわば私費と区町村費とを対立的にとらえているのに対して、市制町村制は学校も含む、完全に一元化された歳計制度を支持していたからである。この矛盾は文部省により「授業料及寄附金等の町村費」という詭弁的な範疇を導入することによって解決された¹⁶⁾。この点を法制上明確に解決するものが地方学事通則であったとも言われるが、学校基本財産は町村の基本財産とは別に学校費のために設けられたのであるから、少なくとも地方財政制度上の重大な例外を構成する可能性を有していたと言うことができよう。この可能性の展開とその意味とが次に問われねばならない。

B 理念の変質

基本財産・学校基本財産の蓄積・奨励が最も本格的に行なわれたのは日露戦から明治40年代の時期であるが、そこへ至る前提としてまずこれらを支える理念の変質についてみておくことにしたい。それは学校基本財産における蓄積の「教育的意義」の強調と、一般に基本財産の蓄積における方法的破綻の表面化、の二点である。

まず前者の点からみておこう。日露戦後の1904（明治37）年6月に発せられた文部次官通牒「小学校基本財産設置ノ為メ国有林野払受奨励方¹⁸⁾」は次のように結ばれている。

“時局ニ際シ或県ニ於テ実行致候如ク紀念林等ヲ造成シテ基本財産林ヲ設定スルハ頗フル時宜ニ適セル挙タルヘク斯ノ如キハ独り基本財産ノ基礎ヲ強固ナラシムルノミナラス将来児童教養上効果少ナカラサルノ儀ト存候条此際一層御奨励相成度此段及通牒候也”

ここでは財政的效果とともに「児童教養上効果」が強調されている。なかでも特に、日露戦勝の記憶を長く留めるための物的な象徴として学校の基本財産林が位置づけられていると言えるだろう。

また、学校基本財産の蓄積を奨励する記事をしばしば載せていた教育雑誌『教育時論』には財政的效果を取って無視してイデオロギー効果を強調する実践例もあらわれた。つまりこうである。

“学校基本財産なるものは、如斯緩慢なる速力を以て多望の計画を企つるも、九牛の一毛だにならずと雖ども、本校の目的は只管訓練上の方針に出しものなれば、

貯金額の多小等は敢て眼中に置かざるなり。（中略）假令有形的多額の基本金を蓄積すること能はざるも、無形的児童に及す処の感化力の効果は必ず矢って疑はざるなり。”¹⁹⁾

こうした「有形的効果」とともに、あるいはそれ以上に、「無形的効果」を重視する学校基本財産の扱え方はこの時期には相当一般化していたと考えられる。このことは後にみるところの学校基本財産蓄積奨励の意味を規定するひとつの要素と考えることができる。

ところで後者の点、「不要公課」の理念はいかなる変質を被ったか。それは1911（明治44）年の市制町村制改正の審議の中にみてとれる。改正により基本財産の制度は強化されたが²⁰⁾、その過程では次のような論議がなされていた。

“市制町村制ノ実施以来二十余年以上ヲ経過シテ居ルノニ町村ノ基本ノ点ニ付テハ実ニ遅々タル進歩デア（中略）内務省ニ於テハ将来ノ方針ハ基本財産ノ点ニ付テハドウ言ウ方針ヲ取ラルル御積リデアリマスカ（石田仁太郎の質問）”

“不時ノ収入ニ依ラズシテ一定ノ方法ニ依ッテ増殖シテ行クト言フコトハ、最モ希望スルトコロデア（中略）併ナガラ又同時ニ困難ナコトデア（政府委員・一木喜徳郎の答弁）”²¹⁾

結局内務省が最も有望な方法として挙げたのは部落有林野の整理統一・経営であった。地方改良運動における町村財政基盤確立のための部落有林野統一の方針は、こうして、経常的な町村費財源と競合する仕方での基本財産蓄積の方法の破綻を補完する形で進められたと言えるのである²²⁾。学校基本財産についての先の論点も、こうした大きな枠組の中で生じてきたと考えることができよう。

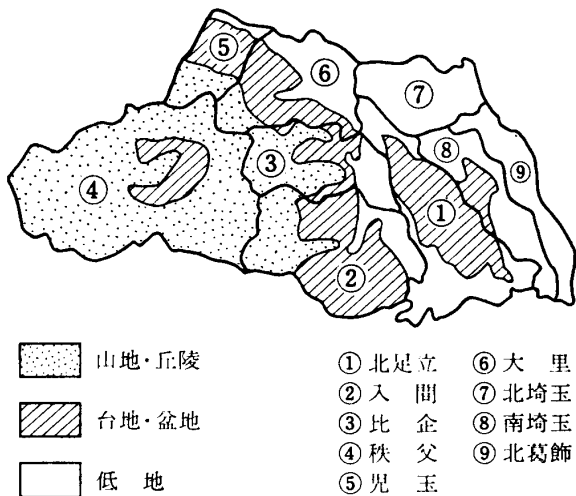
II 学校基本財産の性格——町村基本財産との相違

これまで町村の基本財産と学校基本財産とを区別する視点を強調してきたが、これを単なる政策的な方便とみる説もある²³⁾。いずれにせよ地方費の負担を軽減する役割を期待されているものであり、その限りで受け皿は多様に準備されていることは有効適切であると考えられるからである。しかし、事実として行政町村自体と小学校とを大きく隔たった心的距離においてとられる意識が存在し、学校基本財産がそこへ寄生する有効な受け皿として集金機能を果たしたとしてもそれは必ずしも成功とばかりは言えないであろう。それは町村と小学校とを異質

表1 学校基本財産額の推移 (千円)

	全国平均	埼玉県
1897 (明30)	100	17
1902 (明35)	116	31
1907 (明40)	167	106
1912 (明45)	242	207
1917 (大6)	396	446
1922 (大11)	602	847

出典『文部省年報』



出典：『新編埼玉県史・別編5・統計』
1981, 埼玉県, P. 677.

図1

なものと強く観念し、学校を「公的」な共有物とみなす方向へも通じているからである。

それでは学校基本財産はそうした意味での異質な性格を備えていたのだろうか。この点を具体的に確かめる必要がある。本稿での対象は埼玉県下の場合に限られるが、埼玉県は学校基本財産の蓄積が最も顕著に進められた県のひとつであり、また県内が平野部で都市化が比較的早く進んだ地域と山間部とに大きく二分され、部落有財産ないしは入会林野を中心とした共同体的結合のありようについても大きく異なる段階を併存させていると言える。ここでの問題について、一定の典型性を示すと考えることができよう。(表1・図1参照)

さて表2は埼玉県下の町村の基本財産と学校基本財産の額の推移を郡ごとに集計し、5年ごとに土地価額と貨幣価額(有価証券・諸国公債・預貯金額を含む)とにわけて示したものである。総計が土地・貨幣価額の和よりも大きいのはほかに建物・その他物品価額などがあるためである。市制町村制の改正(前述)によって収益を生

表2

郡	種別	1906(明39)		1911(明44)		1916(大5)	
		基本財産	学校基本財産	基本財産	学校基本財産	基本財産	学校基本財産
北足立	土地	58	26	48	29	56	41
	貨幣	240	129	142	154	465	492
	計	485	155	229	183	953	533
入間	土地	720	101	247	140	507	199
	貨幣	270	172	405	332	647	1,092
	計	2,631	273	680	563	1,974	1,291
比企	土地	23	77	121	84	409	238
	貨幣	91	70	84	119	232	530
	計	398	166	207	217	1,087	768
秩父	土地	432	80	485	303	1,159	373
	貨幣	58	61	54	95	198	824
	計	1,425	196	558	428	1,558	1,210
児玉	土地	3	57	241	65	131	85
	貨幣	89	42	176	135	167	260
	計	99	117	432	201	401	345
大里	土地	156	68	109	84	413	149
	貨幣	312	104	76	252	310	707
	計	1,027	172	185	340	987	856
北埼玉	土地	4	—	22	2	47	6
	貨幣	61	63	51	147	281	479
	計	65	63	82	150	587	485
南埼玉	土地	30	45	17	54	14	65
	貨幣	115	177	93	201	257	221
	計	486	550	118	291	368	286
北葛飾	土地	18	—	10	3	12	5
	貨幣	230	—	139	88	323	213
	計	270	—	154	91	429	218
計	土地	1,444	454	1,300	764	2,748	1,160
	貨幣	1,466	818	1,219	1,524	2,880	4,818
	計	6,886	1,717	2,645	2,480	8,344	5,992

(単位：百円，十円の位を四捨五入)

出典『埼玉県統計書』

じない財産(いわゆる資産)は基本財産に算入しないこととされ、1906年度から1911年度にかけての減少は主としてこれによると思われる。これ以後の建物・物品価額の内容が何であるかは未詳である。これらはここでの考察の対象に加えないが、さして重要な意味も持たないと言える。

まず町村の基本財産についてみよう。部落有林野統一

方針をはじめ、基本財産蓄積の政策的督励がほぼ終息したとみられる1916（大正5）年度において、1万円以上の土地価額を計上しているのは入間・秩父・比企・児玉・大里の五郡である。これらの各郡は山地・丘陵を多く含む地域であり、逆に残り四郡は川沿いの平野部を中心にした地域である。前者における土地価額の増加は部落有林野の統一、国有林野の払下げが主たる要因と考えられる。なお単位あたり土地価格は、宅地を除けば、1900年から1920年の間でほとんど変動していないので、価額の増大は面積の増大とみなすことができる。前者に比して後者の郡では土地価額は停滞ないしは減少傾向にある。また、比企郡を除けば土地価額の多い郡と少ない郡とでは貨幣価額との比重が逆になっている。郡単位の集計で見ると、以上から町村の基本財産の内容が地域的特性を反映し、「土地型」と「貨幣型」とに分けられるように見える。

次に学校基本財産についてみると、土地価額の多い郡の顔ぶれはほぼ同じである。部落有林野を多く残していた地域で学校の名の下にそれを統一したか、あるいは既に行政町村単位で統一されていたそれを学校の下へ位置づけ直したケースがこれらの地域ではあったと考えてよからう。ところがここで注意すべきことは叙上の場合も含め全ての郡で、土地価額よりも貨幣価額の方が圧倒的に多額であるという点である。

更に細かくみていくと、多くの郡で土地価額については基本財産の方が、貨幣価額については学校基本財産の方が、それぞれ多いというパターンになっていることがわかる。たとえば秩父郡では土地価額は基本財産が115,900円、学校基本財産が37,300円であり、貨幣価額は前者が19,800円、後者が82,400円である。表3・表4は

各郡における、こうした基本財産と学校基本財産の関係を表したものである。表3は二種の財産の、土地と貨幣の比重を示している。これにより、学校基本財産が貨幣を中心に、町村の基本財産が土地を中心に構成されていると考えられる。また表4は、町村内の蓄積しうる一定の土地なり貨幣なりが二種の財産のどちらへより多く編入されるかを示している。当然のことながら、土地はより多く町村の基本財産へ、貨幣は学校基本財産へ、編入される傾向にあると考えられる。

以上のことは、単に自然的諸条件に規定されたものとみることは困難である。各町村の1916年度における実績を郡別に集計した以上の検討からは、基本財産＝「土地型」、学校基本財産＝「貨幣型」というパターンが人為的に作り出されていたと考えられるのである。もちろん個々の町村についてみればこうした類型に当てはまらない事例も少なからず見られるが、全体としてこのような傾向性が存することは否定できない。

それではこのパターンはいかなる論理によって構成されていたのか。このことを直接明らかにする史料は確認しえていない。しかし、土地と貨幣とは基本的に異なる次元において集積されていたと考えることができる。

まず土地は部落有林野の統一・国有林野の払下げによって蓄積額をふやしたと思われる。前者の場合では部落民の総意が一応前提されていたとはいえ、それはしばしば形式的なものであったろうし、また入会収益権を残して統一譲渡した場合（いわゆる条件付統一）も多かった。国有林野払受の場合を含めて考えてみても、土地の集積は単に町村民の集合というのではない、町村を主体に行なわれたと言うべきであろう。実際には基本財産林野は植林経営が行なわれたと考えられるが植林から学校なり

表 3

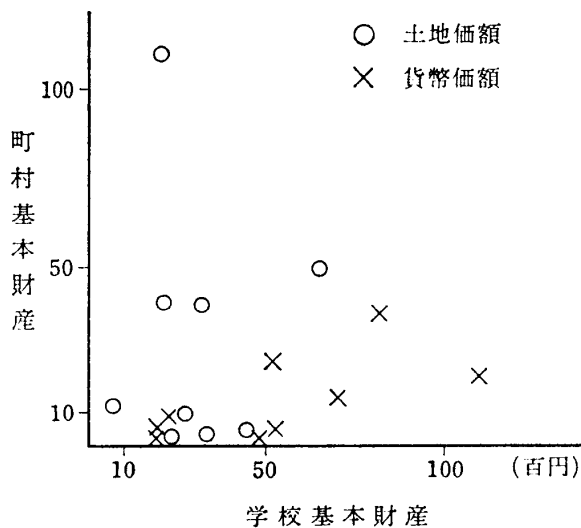
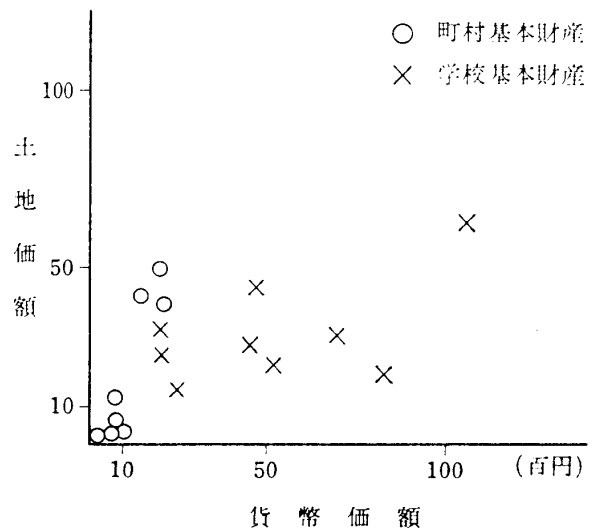


表 4



町村なりへの貢献は迂遠であり、その関係は不可視的である。つまり林野財産はそれ自体が直ちにイデオロギー的な統合の象徴となるわけではない。管理と収益の過程をくり返す中で初めて学校・町村への関心を物的に表現するものとなる、と言えよう。

一方貨幣形態については大きく次の二つのような道すじが考えられる。つまり租税として町村公費へ繰り入れられた金額の一部が(学校)基本財産へ蓄積される場合と、個人々の私費が直接蓄積される場合とである。前者の如く、いわば「詭弁的な公費範疇」を経由する場合にはして学校基本財産として蓄積される理由がないのではないかという点と、後者の場合の方が学校と各人の行為との関係が直接的であり、学校への貢献も可視的であることをここでは強調しておきたい。

Ⅲ 学校基本財産の蓄積奨励政策

学校基本財産が「貨幣型」をとり町村の基本財産がそうならなかったのは政策的に指示されたことの結果だったのか。ここではこの点が確かめられねばならない。

基本財産の蓄積を奨励する具体的方策として、各町村は「条例」を設定することを求められた。埼玉県では「町村基本財産蓄積条例準則²⁴⁾」(1902・明治35年、以下蓄積準則)と「町村財産管理規程準則²⁵⁾」(1910・明治43年、以下管理準則)の二つの基準が定められ、これらにのっとって基本財産の蓄積・管理をすすめることが求められた。蓄積準則は貨幣形態をとる財産にのみ関わるものであり、管理準則は土地・建物を含む基本財産全般にかかわるものである。貨幣形態の基本財産の持つ政策的意味・意図をこれらにより検討しよう。両準則の骨子は以下の通りである。

○埼玉県某郡某町(村)基本財産蓄積条例準則

- 第一条 本町(村)(町村組合)ハ本条例ノ規定ニ依リ毎年度(明治何年度ヨリ明治何年度ニ至ル何年間)基本財産ヲ蓄積ス
- 第二条 町村制第八十一条第二項ニ掲クルモノノ外左ノ収入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス
- 一 基本財産ニヨリ生スル収入
 - 二 歳計剰余金
 - 三 国税徴収法及府県税徴収法ニ依リ収入スル交付金
 - 四 戸籍法ニ依リ収入スル交付金
 - 五 何々
- 第三条 前条ノ外町(村)費ヨリ毎年度金若干円(金

若干円以上)ヲ基本財産トシテ蓄積スルモノトス(第四一十條、略)

なお町村制第81条第2項は次の通りである。

“臨時ニ収入シタル金穀ハ基本財産ニ加入ス可シ但寄附金等寄附者其使用ノ目的ヲ定ムルモノハ此限ニ在ラス”

要するにこの蓄積準則では町村の公的歳計の中からの基本財産の蓄積が企図されているのである。

○町(村)財産管理規程準則

第一章 総則

第一条 本町(村)財産ハ本規程ニ依リ管理スルモノトス但別ニ管理ノ方法ヲ定メタルモノハ此限リニアラス

第二条 (略)

第三条 財産ハ左ノ區別ニ従ヒ其台帳若クハ原簿ヲ調整シ之ヲ登録シ常に現在ヲ明ニスルモノトス

- 一 基本財産
- 二 学校基本財産
- 三 其他ノ財産(歳出ニ充ツル現金及通常備品ハ包含セス)

第二章 土地建物(略)

第三章 有価証券(略)

第四章 現金(歳出ニ充ツルモノハ包含セス)

第十一条 現金ハ郵便貯金若シクハ大蔵省預金ト為スモノトス

前項ノ預金貯金ノ証書ハ町(村)役場備置キノ金庫ニ格納シ開閉スルトキハ特ニ注意スルモノトス

第十二条 現金ノ運用ハ左ノ範圍ヲ出ツルコトヲ得ス

- 一 国債証券、府県債証券、勸業証券、貯蓄証券、興業銀行債券、府県農工銀行株券ヲ購入シ又ハ其募債ニ応スルコト
- 二 収益ノ確実ナル土地ヲ購入スルコト

第五章 穀物(略)

第六章 附則(略)

ここでは現金の運用範囲が極めて限定的に列挙され、町村内での融資が厳しく排除されたこと²⁶⁾、単に剰余金を蓄積するのではなく「進シテハ普通ノ課税ヲ以テ蓄積」することすら求められていたこと²⁷⁾などからみて、基本財産の蓄積・管理政策が民間資金の公的部門への吸収を目的としていたと考えることもできよう²⁸⁾。しかしこうした見方は基本財産と学校基本財産の相違を全く視野の外におくものである。

学校基本財産の蓄積準則なるものは『県報』には確認しえず、先の準則が学校基本財産についても適用されたとみられる。管理準則は学校基本財産にも適用されるものであった。日露戦後から繰り返し督促される基本財産の蓄積は、瑣末とっていい財源までも対象とするものであり、町村財政の安定という点からみれば論理的には矛盾していた。そして県レベルでみる限りは二種の財産の蓄積内容の区別という論理は確認しえない。だとすると二種の財産をその内容において区別する論理はいかなる主体によって支えられていたのか。それは行政町村と小学校（教育）とをその民衆の基盤において区別するという意味を積極的に有していたのか否かが問われねばならない。

IV 学校基本財産の実質とその民衆的基盤

本章では埼玉県南埼玉郡潮止村の史料に依り、貨幣形態をとった学校基本財産の実質的な性格を検討する。潮止村は地方改良運動の展開過程で「模範村」として内務省から選奨された（1911・明治44年）。村長田中四一郎（在任1903—1934、明治36—昭和9年）の指導によりいわゆる難治村から大きく転換をとげたわけだが、その間にあって財産の造成も重視された。「公認」された模範村における学校基本財産の位置づけは、やはりある程度の標準的な性格を示すと思われる²⁹⁾。

A 学校基本財産の財源の規定

潮止村では「潮止村立小学校基本財産蓄積規定」^(マツ)が1906（明治39）年、「潮止村基本財産蓄積条例」が1909（明治42）年にそれぞれ定められた³⁰⁾。先にみたように県の示した準則は小学校基本財産について特別な考慮をしていなかったが、潮止村ではこの二者は蓄積財源を異にするものとされた。

○潮止村立小学校基本財産蓄積規定

第三条 蓄積ハ左ノ収入ヲ以テ之ヲ編入ス

- 一 潮止尋常高等小学校不用品払下げ代金及其他ノ雑収入
- 二 毎年度村費決算剰余金ノ五分ノ一以下
- 三 本規定ニ依ル基本財産ニヨリ生ズル利子
- 四 篤志者ノ寄附金

○潮止村基本財産蓄積条例

第二条 蓄積スヘキモノハ左ノ収入トス

- 一 村会ニ於テ蓄積ヲ決議シタル村費

- 二 基本財産ヨリ生スル収入
- 三 村内土地所有者ヨリ寄附ヲ申出テタル江戸川御猟場御手当金
- 四 其他ノ寄附金
- 五 戦時記念樹栽規定ニヨル収入

前者では財源として最も期待されていたのは「篤志者ノ寄附金」である。後者の「江戸川御猟場御手当金」は江戸川筋が御猟場に指定されたことの見返りとして村内地主へ与えられたものであり、定額が基本財産へ寄附されていた。戦時記念樹栽規定は1905（明治38）年に制定されたもので、各戸に桐の苗木を分与して育てさせ、10年を期して伐採し売却代金を分収するというものであったがそこへ至る前に水害により全て枯損し収入を生むにはいたらなかった。結局学校基本財産の中心は「篤志者ノ寄附金」であり、基本財産の中心は「村会ニ於テ決議シタル村費」であった³¹⁾。潮止村には大規模な部落有財産（林野）は存在しなかったから、二種の財産はほとんど貨幣形態をとっていた³²⁾。しかし、その中にあっても基本財産は村の歳計と直接に結びつき、行政村を主体としてつくられていたのに対し、学校基本財産は「篤志」を持つ個人を主体にして考えられていたと言えよう。

ここで潮止村の財産額の推移をみておこう（表5）。1917（大正6）年度においては基本財産は約6,200円、学校基本財産は約1,720円である。同年度の同村歳出総額は約5,120円であり、そのうち教員給与は約1,870円である。教育費を要因のひとつとする地方の財政的窮乏が問題とされていたこの時期に、優に一年分の村費が賄える額が蓄積されていることになる。量的にみても少なからぬ意味を思つと言えるかもしれない³³⁾。

さて、町村の基本財産と比較して、個人を主体とした寄附に依拠する学校基本財産は、潮止村における小学校の民衆的基盤を表わすものと考えてよいだろうか。「義務の系としての有償」の論理に基づく授業料制が小学校の民衆的基盤を構成しないのと同様に、このことを以て

表5 潮止村財産額 (円)

	基本財産	学校基本財産
1907（明40）	719	51
1909（明44）	1,607	218
1911（明42）	2,453	393
1913（大2）	3,459	711
1915（大4）	4,640	1,071
1917（大6）	6,199	1,723

出典『潮止村事務報告』各年度版

直ちにそれを断ずるわけにはいきまい。「篤志」の質こそが問われねばならない。

B 学校基本財産の民衆的基盤

潮止村の小学校基本財産への「篤志者ノ寄附」の実態は『明治三十九年度起 小学校基本財産篤志寄附名簿³⁴⁾』により知ることができる。これには寄附者の氏名・金額・大字・年月日とともに寄附の名目が「篤志寄附」(特に注記のないもの)と「驕奢料寄附」とにわけて記載されている。前者は細かくみると、純粋な寄附とみられるものといゆる授業料の変形と考えられるものがある。従って篤志寄附は実質的に次の三者ということになる。(1)授業料の変形、(2)驕奢料寄附、(3)自発的寄附。以下、順次検討していく。

授業料の変形としての寄附が『名簿』からはっきりと確認できるのは1919(大正8)年4月に高等小学校の授業料が無償化されてからである。同年5月から『名簿』には他村居住者からの定期的な寄附が記録されている。同年度は二ヶ月に一回、一人当たり50銭が、翌年度はほぼ毎月一回、一人当たり25銭が、一定人数分(10—12人)寄附されている。これらは無償化された高等小学校授業料を、他村からの越境通学であるために「寄附」という形で支払いつづけることを求められたものと考えられる。これ以前の時期にも他村居住者からの少額の寄附は散見されるが越境通学児童の氏名が確認しえず、定期的でもないため確かなことは言えない。しかし、授業料を名目的に廃止し、その分を寄附へまわすという発想は十分あり得たと思われるし、それは村内児童についてもあてはめ得るものであろう。それらはしかし、自発的な寄附行為とは考えられない。逆にそれらを「篤志寄附」として記録することの内に、小学校基本財産の性格の一端が示されていると考えることができよう。

「驕奢料寄附」とは「潮止村矯風会規約³⁵⁾」(1911・明治44年制定、以下規約)により小学校基本財産へ寄附された場合を示している。規約は“民情ノ日ヲ遂フテ輕佻浮薄トナリ奢侈ニ流ルムノ傾向”を規制すべく設けられたものであり“個人ノ経済ヲ重シ及本村ノ良習ヲ成スヲ以テ目的ト”していた(第1条)。規約は主に冠婚葬祭の振舞の簡素化を定め、附則には次のように規定された。

第十五条 本規約ニ関シ強テ制限ヲ超テ行ハントスル者ハ五人組長ニ申出テ常設委員ハ其ノ身分ニ依リ一円以上五十円以下ノ驕奢料ヲ査定シ之ヲ本村小学校基本財産ニ寄附セシム

第十六条 本規約ニ関スル細目ハ各部落ニ於テ制限範

囲ニ之ヲ協定施行スルモノトス

ここからまずこの規約が部落(大字)を基本的な単位とし、いわゆる共同体的な規制力を活用しつつ村内での家格階層や支配体制を維持強化しようとするものと考えられる。しかもそれは表面上は村自体とは異なる「矯風会」という団体の規約として設定されていた。規約は各人の私生活を規制するものであったから、自発的意志に基づく私的団体を装う必要があったと言える。それでは驕奢料が小学校基本財産へ寄附されることになったのはなぜか。驕奢料は家格にあわせて査定されたと思われ、村内随一の大地主でもある村長田中四一郎は限度額の50円を納めている。従ってひとつには村内での地位の高下を明示し、階層的秩序を定着させる機能を有していたと考えられるわけである³⁶⁾。多くの村民にとっては驕奢料を納めること、つまり規約を越える生活をすることは決して公認されていたわけではなかった。にもかかわらず小学校基本財産に関わる文脈では驕奢料の増加は村政担当者によって肯定的に評価されていた。規約設定から数年後の『潮止村事務報告』はこう述べている。

“小学校基本財産トシテ左記篤志者ノ寄附アリタリ而シテ矯風規約ニ依リ驕奢料ノ寄附者其数ヲ増シタルハ最モ喜フベキ所ナリトス”

この、一見規約の趣旨と矛盾した表現は規約が本来村内上層(彼らは同時に村政の担当層でもある)の生活を規制することを目的としてはいなかったことの結果として理解されよう。規約に違背すること自体が驕奢料収入の増加として歓迎されていたのでないことは、規約設定から10年余り経て、村政広報紙的な性格を持つ青年会機関紙『潮止月報』に次のような「注意事項」が載せられたことから確かめられる³⁷⁾。

“(一)矯風規約 区長ヤ五人組長ノ目ヲ忍ンデ規約ノ第十四条第十五条ニ違反スル不埒者アル様ダガ事実ナラバ調査ノ要ガアル。又タ節句ノ鯉幟ハコレ見ヨガシニ競争建ヲスル者アル既ニ衆目ノ見ル所ダガ矯風規約ニハ何トアルカ区長五人組長ノ方方ニ聞イテ見タイ気ガスル。”

小学校基本財産への「驕奢料」寄附規定は「身分」にふさわしい生活様式を公定し、その階層的な性格を「驕奢料」を支払うことによって中和し、同時に固定化しようとするものと言えるだろう。小学校基本財産が選択されたということは、小学校が義務であるというその限りにおいて村民に等しく開放的であるが故に、この機能をよりよく果たしうると把握されていたことを示していると考えられる。

次に自発的な寄附の検討に移ろう。『潮止村誌』は“今

表 6 (単位：円)

	篤 志		驕 奢 料	
	人 数	総 額	人 数	総 額
1906 (明39)	3	23		
1907 (明40)	0	0		
1908 (明41)	3	40		
1909 (明42)	5	14		
1910 (明43)	29	20		
1911 (明44)	22	49		
1912 (明45)	7	24	1	50
1913 (大2)	8	24	2	8
1914 (大3)	4	9	2	8
1915 (大4)	14	26	3	12
1916 (大5)	5	8	8	24
1917 (大6)	4	12	6	23
1918 (大7)	5	20	1	3
1919 (大8)	12	92	7	22
1920 (大9)	8	20	8	35
1921 (大10)	18	23	12	56

出典『小学校基本財産篤志寄附名簿』

日まで年々増加せし所の収入は大部分篤志者の寄附金にして現在村人多数の意向は計算過剰に属すべき囊中には一に本基本財産に寄附するを楽むものに似たり”と小学校基本財産について伝えている³⁸⁾。しかしこれを額面通りに受けとるわけにはいかない。表6を見れば明らかのように、寄附者は到底「村人多数」とは言えないからである（なおこの時期村内全戸数は450戸前後であった）。寄附者の階層別の分布を示すことができないため確定はできないが、この時期には村税負担も増大し続けており、村内中下層が寄附者の大半を占める状況は考えにくい。多くは村内上層によって担われていたと考えるべきであろう。

とはいえ、中下層に属する村民が寄附へ至る動機を示す事例もある。

“妹満つ尋常小学校ヲ卒へ家計ノ為メ他ニ備ハレ、偶々病ヲ得テ家ニ帰り死ニ至ルマデ、校恩ニ口ニセルヲ見痛ク其死ヲ憐ミ金員ヲ小学校基本財産ニ寄附シテ冥福ヲ祈ルコト今年ニ至ルマス既ニ三回ニ及ブ。”（大字木曾根、国枝太郎への潮止村連合青年会からの表彰理由の一部）³⁹⁾

“大字木曾根荻野音五郎氏は大字二丁目より転住して極力農事を励み此程宅地及住家を購入したる記念として金一円を小学校基本財産へ金二円を新田青年会基本財産へ寄附又大字大瀬小島卯之助氏は宅地続きの畑一

反三畝歩を購入し家族と共に農業に励み二箇年にて買入代金を償却したる祝として金五円を小学校基本財産へ寄附せらる。”⁴⁰⁾

こうした寄附行為もあったにせよ、なおそれが一般化されてはいなかったことはこうした事例が賞揚され宣伝される必要があったという事実が示していると言えるだろう。

ところで潮止村では小学校校舎を1901（明治34）年と1932（昭和7）年に改築した。前者の際には改築費用約3,900円のうち3,030円が「篤志寄附」によって調達され、600円が県からの教育資金借入れ、残りが村の自主財源によっていた⁴¹⁾。校舎の改築は「篤志」によって担われたと言える。一方、後者の改築の際には学校備品費として村内全戸の約9割にあたる505戸から、やはり「篤志寄附」が寄せられた。このときの「篤志」は次のように形成されていた。つまり寄附者の氏名と寄附額が大字ごと集計され、『潮止月報』紙上で毎月速報され督励されていたのである。これは当然の広報活動でもあろうが、同時にいわゆる共同体的な規制による「篤志」誘導のはたらきも持ったと思われる。ここから考えれば先の場合も目標あるいは割当があって、「篤志」が要求されていたと考えることができよう。小学校への「篤志」の質はおのずと明らかであろう。

『小学校基本財産篤志寄附名簿』を主な素材としての以上の検討を要約すれば次のようなことである。小学校基本財産は村費・村基本財産とは別の、個人による自発的な支持、「篤志」によって支えられるべきものであった。この発想自体は一定の現実性を備えていたと思われる。実際にはしかし校舎改築の場合で明らかのように、小学校への「篤志」は多少とも強制的な色彩を帯びて存在していたのであり、結局学校基本財産は主に村内上層により、イデオロギー効果を期待しつつ維持されていたと考えられる。先にふれた学校基本財産蓄積の「教育的意義」の強調もこれと同様の文脈で理解し得よう。

V 小 結

学校基本財産が町村の基本財産とは異なる意味をもって存続していたことは再三指摘してきた。しかしその意味を直接に説明する材料を十分に示し得たとは言えない。土地と貨幣との交錯を明瞭に示すのは山地・丘陵部であるのに本稿が依拠した史料は平野・近郊農村部に属するものであるからである。ここでは貨幣経済の進展の度合のちがいを考慮に入れつつ、結果を仮説的に要約することによって小結としたい。

町村の基本財産と学校基本財産の位置づけの相違はひとまず行政町村と小学校教育との相違に還元できるだろう。行政町村は土地を基盤に結合した一種の法人格たる部落を構成要素とせざるを得なかった。それに対して小学校教育は授業料制に代表されるような、個人を単位とする側面も強く有していたということである。潮止村への越境通学者の例はこうした把握を傍証する。しかし他方、個人を単位にしたこうした構想は、当の個人が「部落的共同」の中へ緊縛されているならば、矛盾を生み出さざるを得ないだろう。

結局、学校基本財産で貨幣価額の多い四郡（入間、秩父、大里、比企の順）は町村の基本財産で土地価額の多い四郡（秩父、上間、大里、比企の順）と同じなのである（前出表2、参照）。交通や貨幣経済の発展・浸透の度合いに比すればこれは不自然である。「個人」の「篤志」は再び共同体的な規制を活用しつつ集積されたにちがいない。既に都市近郊農村化していた潮止村での叙上の実態は、史料的には十分とは言えないが、そうした意味で学校基本財産が半面で有していた共同体的性格がゆるみつつある段階を示すと言えよう。事実としては、共同体的な基盤を欠く地域では学校基本財産は到底支持されえなかった、と言うべきであろう。

しかし学校基本財産の制度が論理的にはらんでいて、小学校の行政町村・一般財政からの独立という可能性までも全的に貶価されるべきではなかろう。たとえ細々とではあれ、共同体的な規制・強制に媒介されない教育への「篤志」は生まれ、蓄積され始めていたし、学校のための独自の財産として戦前戦中を通して維持され続けていたのである。それらの点のより具体的な究明こそが本稿に残された大きな課題である。

（指導教官 牧 証名教授）

〈注〉

- 1) 『日本近代教育百年史・4（学校教育・2）』国立教育研究所、1974、p. 917（佐藤秀夫執筆部分）。
- 2) 土方苑子『明治前期町村と学校の関係の歴史』1979、東松山市史編さん調査報告第集、p. 46-53。
- 3) これは単に財政基盤のみを意味するのではなく、学校の内的・外的事務を支える種々の地域的諸機能を含む用語と考えられよう。
- 4) 鈴木正幸 1974 日露戦後農村問題の展開 歴史学研究別冊特集「世界史における民族と民主主義」p. 150-161。
- 5) 特に義務教育延長に伴う教育費膨脹は地方財政を強く圧迫した。大島美津子 地方財政と地方改良運動『明治大正郷土史研究法』1970 朝倉書店、p. 50-92。
- 6) 海老原治善『現代日本教育政策史』1965 三一書店、p. 225-227。『日本近代教育史事典』1971 平凡社、「教育財政（明治後期）」（宮沢康人執筆部分）。
- 7) 『東洋経済新報』第86号 明治31年4月15日社説「再び地方財政の前途を論ず（下）」。
- 8) 花井 信 1982 小学校の設立と学資金の民衆的基盤『日本の教育史学』第25集、参照。
- 9) 花井、同上。前出『事典』、「教育財政（明治前期）」（大田健執筆部分）。なお一般に基本財産による学校経営については島 恭彦 1964 国立大学特別会計の史的考察『経済論叢』93巻4号も参照。
- 10) 市制町村制とも第81-88条。なお市町村が住民に課税することなく必要経費を支弁することを目的とした「不要公課」の理念はその裏面で“市町村ノ経済ヲ以テ国ノ財政ニ抵触セサラシメ之カ為ニ国ノ財産ヲ涸渴セサランコト”（同理由）を意図していた。
- 11) 中島太郎『近代日本教育制度史』1966 岩崎書店 p. 370-371。
- 12) 花井、前出。
- 13) 埼玉県行政文書 明 1907-34「明治22年7月30日 小学校基本財産蓄積ニ関シ文部省ヨリ通知」埼玉県立文書館。
- 14) 「小学校学資沿革（明治27年11月）」『新編埼玉史・資料編25』1984 埼玉県、p. 441-445。及び明治24年度、同25年度埼玉県学事年報摘要、『官報』明治25年9月26日、同27年1月25日、参照。
- 15) 1986（明治29）年4月改正。第10条第3項「府県郡」の下に「市町村町村学校組合及市町村若クハ町村学校組合内ノ区」が入れられた。
- 16) 17) 土方、前出、p. 52-53。
- 18) 『文部省普通学務局例規類纂・明治37年』p. 46-47。
- 19) 『教育時論』83号、明治40年11月15日、都々木捨蔵「共同勤働団体貯金法」。
- 20) 藤田武夫『日本地方財政発達史』1959 河出書房、p. 178。
- 21) 『衆議院委員会議録』明治33年3月4日「衆議院市制改正法律案外一件委員会議録」。
- 22) 部落有林野統一方針の内容や理念の混乱・変質等については、金丸平八 1956 林業史研究『青山経済論集』8巻3号、p. 113-169参照。
- 23) 鈴木正幸 1973 日露戦後農村再編政策の展開に関する一考察『茨城県史研究』27号、p. 11-28。宮地正人『日露戦後政治史の研究』1973 東京大学出版会、p. 34-69。
- 24) 『県報』明治35年4月25日付。
- 25) 『県報』明治43年10月18日付。
- 26) 『県報』大正7年11月15日付、「町村財産管理規程中改正」，“従来現金ヲ個人ニ貸付シタルモノハ回収ノ時期ヲ失シ延テ利殖算定モ有名無実ニ終リ（中略）如斯ハ当初蓄積ノ主旨ニ違フモノニシテ亦管理方法ノ備ハラサル結果ニ外ナラス”。
- 27) 「町村基本財産蓄積条例設定方ノ件上申書提出方申進」明治41年6月9日、八潮市史編さん室。
- 28) 鈴木、前出、1973。
- 29) 潮止村については、浜田敏裕 1978 模範村にみる地方改良運動の実態と意義、八潮市郷土史研究紀要『跡標』8輯、p. 81-149、堀松武一編『日本教育史』1985、国土社、p. 200-225（森川輝紀執筆部分）、ほかを参照。
- 30) 『潮止村誌』1931、潮止尋常高等小学校。参照は復刻版、1970、による。
- 31) 「潮止村事務報告」各年度版、八潮市史編さん室、による。
- 32) 同上。但し、秩父郡に分収林を購入していた事実はある。
- 33) なお埼玉県全体では約42万5000円、全国では約1680万円が蓄積されていた。ちなみに大正6年度の小学校本科正教員月俸平均額は埼玉県20.9円、全国22.8円であった。
- 34) 八潮市編さん室。
- 35) 『八潮の地方改良運動史料』1984、八潮市、p. 273-279。
- 36) 村税戸数割が果たす同様の機能について、大島、前出、1970、で指摘されている。

- 37) 大正14年5月号。なおここでの第14・15条は前掲の第15・16条をさすと考えられる。参照は復刻版、『八潮市史』史料編別巻，1979，による。月報の性格については同書の解説による。
- 38) 前出『潮止村誌』p. 92。
- 39) 『八潮の産業組合史料』1982，八潮市，p. 92。
- 40) 『潮止月報』大正12年4月号，雑報欄。
- 41) 前出『潮止村誌』p. 111-112。(なお本稿作成に際して，八潮市史編さん室長遠藤忠氏はじめ室員の方々には史料の閲覧・撮影に便宜を図っていただいた。記して感謝したい。)